# 全国の指定入院医療機関にて

## 医療観察法病棟へ入院された方へ

この度、「重度精神疾患標準的治療法確立事業」(以下、「データベース事業」)において集積された 医療観察法に基づく入院処遇対象者の情報の一部について、他の研究機関で実施される下記研究に対 し提供を行います。データベース事業に基づき収集されたデータの二次利用研究事業である「医療観察 法データベースの研究利用における指定入院医療機関への情報の提供」では、国が定めた倫理指針に 基づき、対象となる方お一人ずつから直接同意を得るかわりに、利用目的等を含む研究の実施について の情報を公開することが必要とされています。

この研究課題に対し診療情報等を利用することにより、対象となる方に新たな負担や制限が加わることは一切ございませんが、ご自身の診療情報等を利用・提供して欲しくない場合は、問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、利用・提供して欲しくないことを申し出られても、なんら不利益を受けることはございません。

#### 1.対象となる方

2015年7月15日より2023年7月15日までの間に、全国の指定入院医療機関の医療観察法病棟を退院され、通院処遇に移行された方。

#### 2. 試料情報の提供のみを行う者の機関名・所属・氏名

機関名:重度精神疾患標準的治療法確立事業 運営委員会

所属·氏名:委員長·中込和幸

#### 3. 試料情報を提供を行う研究課題名と研究代表者又は研究責任者

研究課題名:医療観察法通院処遇の実態把握と課題に関するアンケート調査

研究期間:2023年7月24日~2025年3月31日まで

研究代表者(研究責任者):国立病院機構 琉球病院 精神科医長 久保彩子

(共同研究機関)

琉球こころのクリニック 研究責任者 大鶴 卓

島根県立こころの医療センター 研究責任者 高尾 碧

国立病院機構 榊原病院 壁屋 康洋

(共同研究機関以外の試料・情報を取り扱う機関)

なし

### 4. 利用又は提供する試料・情報等と取得方法について

情報等:診療情報(年龄、性別、診断名等)

(取得方法)「重度精神疾患標準的治療法確立事業」(以下、「データベース事業」)において集積された医療観察法に基づく入院処遇対象者の情報。

●入院および通院処遇開始年月、年齢(10 年階級別)、性別、対象行為、主診断、退院時処遇、入院時共通評価項目、初回入院継続申請時共通評価項目、退院申請時共通評価項目、入院中の隔離行動制限回数、総日数、初回開始までの入院日数、入院処遇日数

## 5. 試料・情報の利用目的及び利用方法

提供を行う際には、研究計画に従い、診療情報等の個人情報は再匿名加工処理を行い、対象となる方の 氏名や住所などが特定できないよう安全管理措置を講じたうえでデータファイルにパスワードをかけてロックして電子記録媒体(CD-R または DVD-R)に保存します。電子記録媒体の送付は、郵送(配達証明付書留)または申請者への直接受け渡しにより提供します。

#### 6. 問い合わせ窓口

この研究課題の詳細についてお知りになりたい方は、下記問い合わせ担当者までお問い合わせください。

機関名:国立精神・神経医療研究センター病院 所属: 司法精神診療部 部長 氏名: 平林直次 電話番号:042-341-2711(内線:6770)

e-mail:hirabaya%ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)